

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 456

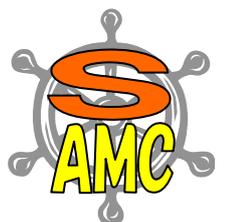
2025年 6 月号 JUNE



今月のお知らせ

今年度の住民税の特別徴収がはじまります

- ／ 契約書に貼る印紙は文書の内容で決まります
- ／ 労働保険・社会保険・源泉所得税等の各種手続き
- ／ はしやすめ ・てるてる坊主の話
- ／ 税務まめ辞典 ・マンション管理費



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

契約書に貼る印紙は文書の内容で決まります



何のために契約書を作成するのか

口頭でも契約は成立しますが、後からトラブルがあったときに「言った」「言っていない」の水掛け論になる可能性があります。それら为了避免するためには、あらかじめ業務や請負内容の範囲を明確にした契約書を作成しておく必要があります。

なぜ印紙を貼る必要があるのか

印紙は日常の経済取引に伴って作成する契約書や領収書などに課税される税金です。契約書等の電子化やクレジット払いの普及により以前より減ってきたとはいえ令和7年度の印紙収入の予算額は1兆300億円もあります。

20種類の文書が課税対象となりますが、印紙を貼っていないでも契約自体に問題はありませんので無効となることはありません。ただし、印紙の貼り忘れを税務調査で指摘された場合はペナルティとして本来貼らなければいけない額の3倍の過怠税を徴収されます。(税務調査を予知したものでなく自ら不納付を申し出た場合は1.1倍に軽減)

印紙が必要な契約書等 (20種類ある中の一部を掲載) ※番号は文書番号

番号	文書の種類	契約書等の例	印紙が不要のもの
1	不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	不動産売買契約書 ※無体財産：特許権や著作権など	記載された金額が 1万円未満のもの
	地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書	土地賃貸借契約書	
	消費貸借に関する契約書	金銭消費貸借契約書	
	運送に関する契約書	運送契約書、傭船契約書	
2	請負に関する契約書	工事請負契約書、注文請書	
3	約束手形、為替手形	※電子記録債権は除く	記載された金額が 10万円未満のもの
7	継続的取引の基本となる契約書	業務委託契約書	契約期間が3ヶ月以内で、かつ、更新の定めのないもの
17	売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	領収書	記載された金額が5万円未満のもの、営業に関しないもの

契約書のタイトルではなく文書の内容で印紙税額が決まる

例えばエレベーターの保守契約において「保守料月額100万円、契約期間1年間、異議がなければ更に契約期間を1年間延長する」と記載された内容の請負契約書を交わした場合は100万円に対する200円の印紙ではなく、100万円×12か月=1,200万円に対する2万円の印紙を貼る必要があります。

その契約書の文書に記載された単価や数量、契約期間などで契約金額を計算することができる場合は、その計算により算出した金額がその契約書の記載金額となります。

また、契約書に具体的な金額がなく、「請負金額は別紙注文書のとおり」と記載されている場合であっても、その注文書等で契約金額を明らかにすることができるときはその金額分の印紙が必要です。

コピーした契約書でも印紙を貼らないといけないのか

「写し」や「副本」と表示された文書であっても「正本と相違ない」などの契約当事者の証明があるものは課税の対象となります。

ただし、単に複写機でコピーしたもので上記のような署名や押印がなければ「契約の成立等の事実を証明するもの」とならず印紙を貼る必要はありません。

また、FAXや電子メールで送った契約書等をプリントアウトした場合も同様に、原本を交付されていないため印紙は不要です。

労働保険・社会保険・源泉所得税等の各種手続き

労働保険の年度更新 申告と納付 6月2日（月）から7月10日（木）まで

労働保険料の令和6年度確定・令和7年度概算保険料は、7月10日までが申告及び納付の期限となります。概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）の場合や労働保険事務組合に手続きを委託している場合、保険料を3回で納めることができます。

その場合、第2期は10月31日、第3期は翌年2月2日が期限となります。（事務組合に加入する事業所は、事務組合が指定した日）

なお、口座振替を利用している場合、第1期が9月8日、第2期は11月14日、第3期は翌年2月16日となります。口座振替を利用したい場合は、労働局や労働基準監督署の窓口、または厚生労働省のホームページから申込書入手し、口座引落を希望する金融機関の窓口へ提出してください。（ただし第1期の口座振替はすでに締め切られています）

※ 雇用保険料率がすべての業種で前年度より1/1000引き下げとなります。

※ 労災保険料率・一般拠出金料は変更ありません。

※ 口座振替を利用している場合や納付金額がない場合は金融機関への提出はできませんので労働局へ持参または郵送してください。

厚生労働省ホームページの主要様式ダウンロードコーナーにある「年度更新申告書計算支援ツール（Excel形式）」を利用すれば金額等を簡単に計算してくれます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html



社会保険の算定基礎届の提出 7月10日（木）まで

社会保険の算定基礎届は、7月1日現在で在籍している全ての被保険者に対し4～6月に支払った賃金を基に年1回の標準報酬月額を決定する更新手続きです。

新しい標準報酬月額は、9月分保険料から1年間（月額変更に該当する場合を除き）適用されます。ただし、以下の①～④のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

①6月1日以降に資格取得した方、②6月30日以前に退職した方、③7月改定の月額変更届を提出する方、④8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※上記③及び④の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄の「3.月額変更予定」を○で囲んでご提出ください。

③及び④の被保険者については、随時改定の要件に該当した場合は被保険者報酬月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を提出してください。

源泉税納期の特例者の納付 7月10日（木）まで

給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、届出により半年分毎にまとめて納めることができる特例です。期限は原則7月10日と翌年1月20日までの年2回の納付です。1日でも遅れて納付すると不納付加算税が課せられる場合があります。

住民税の新年度分特別徴収が開始 7月10日（木）以後毎月10日が納期限

令和7年度住民税の特別徴収が開始されています。

各市町村から郵送されてきた特別徴収関係書類を確認し、個人宛の「特別徴収税額決定通知書」は開封せずにそのまま本人に渡してください。すでに退職した方の氏名が記載されている場合は速やかに変更の届出を提出しておきましょう。その後の納付額の変更にもご注意ください。



はしやすめ

てるてる坊主の話

梅雨の時期となりましたが、屋外でのイベントやスポーツの試合を翌日に控え、「明日は晴れてほしい！」と願って、てるてる坊主を作ったことがある方も多いと思います。

中国には大雨が何日も続いたとき、ある女性が自分の命を神様に捧げて雨を止ませたという伝説があり、ホウキで雨雲を払ってくれるように願い「掃晴娘（サオチンニャン）」と呼ばれるホウキを持った女性の形をした紙人形を軒先に吊るすという風習があります。

それが江戸時代に日本にも伝わりましたが、当時の日本では晴れや雨を祈願するのは僧侶、つまりお坊さんの役目だったといわれています。

てるてる坊主は地域により「照れ照れ法師」「てりてり坊主」「ひより坊主」などいろいろな呼び方で親しまれていましたが、大正10年（1921年）、てるてる坊主の童謡が発表されてからは一本化されました。

てるてる坊主の作り方はみなさんご存知だと思います。材料は主にティッシュペーパー、輪ゴム、ひもの3つです。丸めたティッシュペーパーを別のティッシュペーパーで包み、輪ゴムで首の部分をとめ、ひもで吊るします。飾る場所は太陽が見える東側や南側の方角の窓や玄関、軒下です。実は飾る際に、てるてる坊主の顔は書かないのが正式な作り方といわれています。顔を書いて吊るすと雨でにじんで泣いたようになり、逆に雨を降らせることになるそうです。そして願いが叶い、無事に晴れたら顔を書いてお酒を供え、川に流したり、燃やしていたそうです。

ところで、てるてる坊主はなぜあの形なのかというと、昔、殿様が必ず晴れることで有名なお坊さんに雨を止ませてほしいと頼んだが、一向に止まなかったことから首をはね、白い布に包んで見せしめとして吊るしたところ、翌日雨が止んだことが由来とされています。

実は、てるてる坊主の歌の歌詞は3番まであり、その内容は『てるてる坊主 てる坊主 あした天気にしておくれ それでも曇って泣いてたら そなたの首をチョンと切るぞ』となっています。

なんだか怖い話になりましたが、晴れなくても決してチョン切ってはいけません！

税務まめ辞典

マンション管理費

街中でマンションが乱立していますが、自宅用ではなく、事務所や賃貸用として購入する事業所もあるかと思えます。その際にマンション管理費を支払いますが、一般的にその支払先はマンション所有者で構成している管理組合となります。

実際の清掃業務や管理費の収納業務は外部の管理会社に委託していることがほとんどですが、あくまでも所有者自身の住環境を良くするために管理費を集めているだけなので管理組合自体は収益事業に該当しません。したがって所有者以外からの収入がなければ申告義務はありません。

一方、支払った側は所有しているマンションを譲渡しても、それまでに支払った管理費は戻ってきませんので事業用として使用している場合は経費で計上して構いません。また、管理費とは別に修繕積立金についても管理組合に支払いますが、こちらも同様に戻りはありませんので支払時の経費となります。

自宅の一部を事業用として使用している個人事業主の場合は、その事業割合に応じて必要経費に算入することができます。

ただし、消費税法上はマンションの所有者が管理組合に支払う管理費や修繕積立金については不課税となりますので仕入税額控除はできません。